

入札・契約制度の改正について（概要）

地元建設業の経営安定化と地域経済活性化を促すことを目的に、経済対策の一環として、当面、低入札価格調査制度における失格判断基準の引き上げを実施します。

低入札価格調査制度の改正

■ 低入札価格調査制度における失格判断基準の改正

5億円以上の一般工事（WTO工事、プラント工事及び総合評価落札方式を除く）の失格判断基準率を、以下のとおりに改正します。

改正前の基準率			
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
80 %	70 %	85 %	65 %

※ WTO工事： 直接工事費 80%、共通仮設費 70%、現場管理費 80%、一般管理費 40%



改正後の基準率			
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
<u>95 %</u>	<u>90 %</u>	85 %	65 %

※ WTO工事、プラント工事及び総合評価落札方式は現行どおり

※ 当面、失格判断基準は低入札価格調査基準価格と同一基準となりますが、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る入札者があった場合は、従前どおり、直ちに失格とせずに落札者の決定を保留し、入札時に御提出いただいている工事費等内訳書（設計総括表）により低入札価格調査を実施します。

■ 適用年月日

平成25年2月14日以後に告示を行う工事から適用します。

■ 参照

札幌市交通局工事等低入札価格調査要領

http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/documents/5708_koujitoushinyuusatsuyouryou.pdf